

【特記条件 (案件ごと)】

(全 般)

- ・ 自然環境保全計画書の内容等を踏まえ、希少植動物の保全に留意
- ・ 希少な動植物の新たな種又は新たな生息・生育場所が確認された場合は、東京都に報告し、その対応策を協議

(希少植物種の保全)

- ・ 現況保全、種子保存及び移植については、保全、保存及び移植の方法、時期、箇所等の具体的な事項を記載した「実施計画書」を作成し、東京都と事前に協議

(希少動物種 (哺乳類、鳥類以外) の保全 : 移動対象とした種)

- ・ 移動方法、時期、箇所等の具体的な事項を記載した「実施計画書」を作成し、東京都と事前に協議

(希少猛禽類への配慮)

- ・ モニタリング調査を実施し、生息への影響がないように十分配慮
- ・ 生息状況に変化があった場合には、作業を中止するなど適切に対応し、速やかにその状況を東京都に報告するとともに、専門家の助言を踏まえ、東京都と協議

(ビオトープ : 水脈の保全)

- ・ 保全型ビオトープについては、地下水等のモニタリング調査を実施
- ・ 調査の結果、地下水等の供給が不十分な場合には、調整池や沢からの水を供給する等、適切に対応し、東京都に報告

(残留緑地、植栽緑地、湿性緑地等の管理)

- ・ 残留緑地、植栽緑地、ビオトープ等の管理については、自然環境保全計画書を基に、作業の方法、時期、箇所等の具体的な事項を記載した「実施計画書」を作成し、東京都と事前に協議

(モニタリング調査 : 移植対象とした希少植物、移動対象とした希少動物種、希少猛禽類、ビオトープ、緑地等)

- ・ 自然環境保全計画書を基に、具体的な事項 (調査方法、調査時期、調査範囲等) を記載した「モニタリング調査計画書」を作成し、東京都と協議
- ・ 「当該年度のモニタリング調査結果報告」及び「次年度の具体的な保全対策」について、毎年度、年度末までに東京都と協議
- ・ 次年度の保全対策を計画するに当たっては、当該年度の実施状況及びモニタリング調査の結果を踏まえ、必要な保全対策を追加するなど、十分に検討

(切土・盛土、排水処理施設の施工)

- ・ 施工内容、施工方法等の具体的な事項を記載した「施工計画書」を作成し、東京都と事前に協議
- ・ 開発行為後は、モニタリング調査 (動態観測) を実施

(配置図及び許可条件の標示板への明記)

- ・ 事業区域を記載した配置図及び許可条件を標示板に明記し、施設外周部の見やすい場所に掲示

【一般条件 (全ての事業共通) 抜粋】

(開発許可の手引 (特定切盛土編)、P 82))

- ・ 特定切盛土を行う場合には、「工事着手届」に、主要な工種の施工予定時期を明記した工事工程表を添付し、当該工種ごとの施工状況 (盛土材の締固め・敷均し、暗渠管敷設等の状況、切土・盛土の出来形等) が確認できる写真等により、東京都に報告。
- ・ 開発行為を行っているとき、開発行為を休止しようとするとき、開発行為を途中で廃止しようとするとき又は開発行為の中止を命じられたときは、危険防止及び事故防止のため、万全の措置を実施。特に、雨水その他地表水は、その流末において適切な処理を実施